

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4087

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○指定管理者の指定	(文化政策課)	253
○ 〃	(水環境対策課)	254
○ 〃	(健康福祉総務課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(福祉・援護課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	(〃)	255
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止	(〃)	256
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	(〃)	〃

○指定管理者の指定	(文化学術研究都市推進課)	256
○ 〃	(モデルフォレスト・全国育樹祭推進課)	〃
○保安林の指定予定の通知	(京都林務事務所)	〃
○都市計画道路事業の事業計画の認可	(山城北土木事務所)	257
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(乙訓土木事務所)	〃
○府道路線の認定に関する告示の一部改正	(道路管理課)	〃
○道路の区域変更	(山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所)	〃
○道路の供用開始	(山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所、丹後土木事務所)	258
○指定管理者の指定	(都市計画課)	259
○ 〃	(住宅課)	260

公 告

○平成27年度情報公開制度の運用状況	(政策法務課)	〃
○平成27年度個人情報保護制度の運用状況	(〃)	262
○肥料登録の有効期間の更新(食の安心・安全推進課)		263
○肥料登録事項の変更	(〃)	264
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局)	〃
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧(山城北土木事務所、南丹土木事務所)		265
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの 縦覧(丹後土木事務所)		〃
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所、山城北土木事務所、南丹土木事務所)	〃

教 育 委 員 会

○指定管理者の指定		266
-----------	--	-----

告 示

京都府告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3

項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 施設の名称 京都府立陶板名画の庭

- 2 指定管理者 京都市北区上賀茂桜井町41番地の2
北山街協同組合
代表理事 野中 修一
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立洛西浄化センター公園
- 2 指定管理者 長岡京市勝竜寺山崎作20番地の5
京都府立洛西浄化センター公園管理協会
会長 中小路 健吾
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立総合社会福祉会館
- 2 指定管理者 西宮市六湛寺町 9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定年月日
訪問看護ステーションかしのみ	宇治市木幡南山80の279	合同会社かしのみ	平 29. 3. 21
とくだ小児科内科	城陽市久世里ノ西64の22	徳田 幸子	29. 3. 1
まき眼科クリニック	// 寺田今堀152の38	佐藤 真紀	//
ユタカ薬局向日森本	向日市森本町高田11	株式会社ユタカファーマシー	//
医療法人栄寿会とみた眼科皮膚科クリニック	京丹後市大宮町周枳1975ミックビル2F	医療法人栄寿会	29. 2. 1



京都府告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止年月日
駅前薬局末広店	福知山市末広町 1の19	隅野 政美	平 29. 2. 17
小林薬局	宇治市菟道谷下り22	小林 茂	29. 1. 31
道澤内科医院	八幡市男山美桜 6の4	道澤 常裕	28. 12. 31
とみた眼科皮膚科クリニック	京丹後市大宮町周枳1975ミックビル2F	富田 有栄	29. 1. 31
医療法人社団南医院	相楽郡和東町大字中小字平田27の1	医療法人社団南医院	27. 10. 24



京都府告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年 月 日
中西耳鼻咽喉科	城陽市枇杷庄鹿背田80の2 井上ビル3F	中西 和仁	平 29. 2. 3
中西耳鼻咽喉科美山分院	南丹市美山町内久保山ノ 神6	〃	〃



京都府告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
前田 桂吾	K・ハリス鍼灸院	宇治市小倉町神楽田14の1 ジュネス神楽田404	平 29. 2. 23



京都府告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年 月 日
村田 隆平	あゆみ整骨院	向日市上植野町南開44の16	平 29. 1. 31
井原 実	小松整骨院	八幡市八幡小松2の14	29. 1. 16



京都府告示第152号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその

例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションかしのみ	宇治市木幡南山80の279	合同会社かしのみ	平 29. 3. 21
とくだ小児科内科	城陽市久世里ノ西64の22	徳田 幸子	29. 3. 1
まき眼科クリニック	〃 寺田今堀152の38	佐藤 真紀	〃
ユタカ薬局向日森本	向日市森本町高田11	株式会社ユタカファーマシー	〃
医療法人栄寿会とみた眼科皮膚科クリニック	京丹後市大宮町周枳1975 ミックビル2F	医療法人栄寿会	29. 2. 1



京都府告示第153号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年 月 日
駅前薬局末広店	福知山市末広町1の19	隅野 政美	平 29. 2. 17
小林薬局	宇治市菟道谷下り22	小林 茂	29. 1. 31
道澤内科医院	八幡市男山美桜6の4	道澤 常裕	28. 12. 31
とみた眼科皮膚科クリニック	京丹後市大宮町周枳1975 ミックビル2F	富田 有栄	29. 1. 31
医療法人社団南医院	相楽郡和東町大字中小字 平田27の1	医療法人社団南医院	27. 10. 24



京都府告示第154号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
中西耳鼻咽喉科	城陽市枇杷庄鹿背田80の2 井上ビル3F	中西 和仁	平 29. 2. 3
中西耳鼻咽喉科美山分院	南丹市美山町内久保山ノ神6	〃	〃

京都府告示第155号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
前田 桂吾	K・ハリス鍼灸院	宇治市小倉町神楽田14の1 ジュネス神楽田404	平 29. 2. 23

京都府告示第156号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
村田 隆平	あゆみ整骨院	向日市上植野町南開44の16	平 29. 1. 31
井原 実	小松整骨院	八幡市八幡小松2の14	29. 1. 16

京都府告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立けいはんなホール
- 2 指定管理者 相楽郡精華町光台一丁目7番地
株式会社けいはんな
代表取締役社長 澤井 光義
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日
日まで

京都府告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立府民の森
- 2 指定管理者 京都市右京区京北周山町泓21番地の2
株式会社設計京北
代表取締役 野村 武
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日
日まで

京都府告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市左京区上高野東山100から102まで、102の1、104、105、137、189の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上高野東山102の1・189の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、宇治都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施行者の名称
城陽市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画道路事業
3・3・207号 東部丘陵線
- 3 事業施行期間
平成29年 3月28日から平成37年 3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
城陽市富野中ノ芝、富野上ノ芝、富野鷲坂山、富野北角、富野長谷山、富野狼谷、中中山、中芦原、奈島下小路、奈島上小路、奈島坊ヶ谷及び奈島池ノ

首地内

- (2) 使用の部分
なし

京都府告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画下水道事業（昭和49年京都府告示第566号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施行者の名称
大山崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画下水道事業
京都府桂川右岸流域関連大山崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年10月4日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

京都府告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により府道の路線を認定した告示（平成9年京都府告示第260号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

表284の項中「八幡インター線」を「八幡京田辺インター線」に、「八幡インター」を「八幡京田辺インター」に改める。

京都府告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年3月28日から平成29年4月11日まで縦覧に供する。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 綾部大江宮津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綾部市豊里町福垣242の1から 綾部市豊里町福垣483まで	前	最小 8.8 m 最大 14.5	215.0 m
	後	最小 13.6 最大 27.2	

- (4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 八幡木津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京田辺市三山木高飛55の5から 京田辺市三山木柳ヶ町67の1まで	前	最小 23.3 m 最大 25.1	81.8 m
	後	最小 22.0 最大 22.0	

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 市島和知線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
船井郡京丹波町大簾木戸ノ本28の3から 船井郡京丹波町大簾木戸ノ本28の3まで	前	最小 22.0 m 最大 34.6	51.5 m
	後	最小 22.0 最大 49.0	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 生駒井手線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京田辺市三山木田中6の1から 京田辺市三山木田中38の3まで	前	最小 22.1 m 最大 34.0	349.0 m
	後	最小 19.7 最大 27.8	

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年3月28日から平成29年4月11日まで縦覧に供する。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 178号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字日置小字スエシケ谷10504の1から 宮津市字里波見小字波見崎10001の2まで	平成29年 3月28日

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 綾部大江宮津線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綾部市豊里町福垣185の4から 綾部市豊里町福垣483まで	平成29年 3月28日

- (4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 八幡木津線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京田辺市三山木西荒木1の6から 京田辺市三山木田中5の3を経て 京田辺市三山木柳ヶ町48の1まで	平成29年 3月28日

(4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 市島和知線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
船井郡京丹波町大簾木戸ノ本28の3から 船井郡京丹波町大簾木戸ノ本28の3まで	平成29年 3月28日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 5(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 生駒井手線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京田辺市三山木初メ29地先から 京田辺市三山木田中1の4を経て 京田辺市三山木田中38の1地先まで	平成29年 3月28日

(4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立伏見港公園
- 2 指定管理者 宇治市広野町八軒屋谷1番地
公益財団法人京都府公園公社
理事長 山本 誠三
- 3 指定の期間 平成29年 4月1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立山城総合運動公園
- 2 指定管理者 宇治市広野町八軒屋谷1番地
公益財団法人京都府公園公社
理事長 山本 誠三
- 3 指定の期間 平成29年 4月1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立木津川運動公園
- 2 指定管理者 城陽市寺田南中芝80番地
公益財団法人青少年野外活動総合センター
代表理事 田口 博康
- 3 指定の期間 平成29年 4月1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立関西文化学術研究都市記念公園
- 2 指定管理者 京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町45番地
植彌加藤造園株式会社
代表取締役社長 加藤 友規
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立丹波自然運動公園
- 2 指定管理者 船井郡京丹波町曾根崩下代110番地7
公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会
理事長 寺尾 豊爾
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 京都府立府民スポーツ広場
- 2 指定管理者 宇治市広野町八軒屋谷1番地
公益財団法人京都府公園公社
理事長 山本 誠三
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで



京都府告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施設の名称 特別賃貸府営住宅岩倉長谷団地、準公営住宅深草団地、特定公共賃貸府営住宅深草団地、特別賃貸府営住宅桃山伊賀団地、特別賃貸府営住宅小栗栖西団地、特別賃貸府営住宅北後藤団地、準公営住宅砂田団地、特定公共賃貸府営住宅砂田団地、特別賃貸府営住宅西大久保団地、準公営住宅一休が丘団地、特別賃貸府営住宅東佐山団地及び特別賃貸府営住宅下津屋団地
- 2 指定管理者 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
京都府住宅供給公社
理事長 小石原 範和
- 3 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日
日まで

公 告

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第38条の規定により、平成27年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況							計	取下げ
		公 開		非 公 開						
		全部公開	部分公開	全 部 非公開	存否応答 拒 否	不存在等				
知 事	30,980	30,784	29,235	1,549	1	2	120	30,907	73	
議 会	25	23	14	9	0	0	2	25	0	
教 育 委 員 会	1,458	1,410	1,201	209	0	0	43	1,453	5	
選 挙 管 理 委 員 会	59	56	2	54	1	0	1	58	1	
人 事 委 員 会	9	9	8	1	0	0	0	9	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
警 察 本 部 長	1,142	1,069	793	276	0	4	66	1,139	3	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知事（公営企業）	1,368	1,367	1,367	0	0	0	0	1,367	1	
京都府公立大学法人	6	6	6	0	0	0	0	6	0	
京都府住宅供給公社	960	936	934	2	0	0	0	936	24	
京 都 府 道 路 公 社	642	640	638	2	0	0	0	640	2	
京都府土地開発公社	6	6	0	6	0	0	0	6	0	
合 計	36,656	36,306	34,198	2,108	2	6	232	36,546	110	

注 「請求件数」とは、条例第4条の規定により公開請求のあったもののうち、平成27年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	35
新規申立て B	30
年度中終了 C	16
次年度への繰越し (A+B-C)	49

(2) 平成27年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
1	8	2	0	5	16

3 情報提供の状況

区 分	状 況
情報提供の件数	5,351件
利用者数	4,802人

注 1 「情報提供の件数」とは、府民総合案内・相談センター（本庁）、府政情報コーナー（各広域振興局）及び警察本部情報公開室における情報提供の件数（合計）をいう。

2 「利用者数」とは、府民総合案内・相談センター及び警察本部情報公開室の利用者数をいう。



京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第52条の規定により、平成27年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実 施 機 関	開示請求 件 数	処 理 の 状 況					取下げ
		開 示		不 開 示	計		
		全部開示	一部開示				
知 事	219	211	188	23	8	219	0
教 育 委 員 会	119	110	73	37	9	119	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	2	2	2	0	0	2	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	255	243	10	233	12	255	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
知 事（公 営 企 業）	0	0	0	0	0	0	0
京 都 府 公 立 大 学 法 人	357	345	248	97	10	355	2
合 計	952	911	521	390	39	950	2

注 1 「開示請求件数」とは、条例第12条の規定により開示請求のあったもののうち、平成27年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。

2 「不開示」は、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。

3 平成27年度においては、条例第19条の規定による訂正請求が知事宛てに9件あり、訂正決定1件及び不訂正決定8件を行った。

4 平成27年度においては、条例第22条の規定による利用停止請求及び条例第30条第1項の規定による取扱いの是正の申出はなかった。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	33
新規申立て B	6
年度中終了 C	15
次年度への繰越し (A+B-C)	24

(2) 平成25年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
1	10	2	0	2	15

3 簡易開示の状況

単位：件

実 施 機 関	件 数
知 事	39
教 育 委 員 会	11,928
人 事 委 員 会	239
京 都 府 公 立 大 学 法 人	146
警 察 本 部	24
合 計	12,376

4 事業者に対する指導状況

単位：件

区 分	件 数
説 明 又 は 資 料 提 出 の 要 請	0
取 扱 是 正 勸 告	0
事 実 の 公 表	0



肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住所	
京都府第445号	肉骨粉	スープ粕	窒素全量 5.0% りん酸全量 13.0%	公定規格のとおり	株式会社王将 フードサービス	京都市山科区西野山射 庭ノ上町294の1	平 34. 8. 12



肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料登録事項について、次のとおり変更の届出があった。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更のあった事項		変更年月日
			氏名又は名称	住所	新	旧	
京都府第450号	乾燥菌体肥料	大地の和	株式会社湖池屋	東京都板橋区成増 5の9の1	東京都板橋区成増 5の9の1	南丹市園部町千妻 満加里1の1	平 28. 12. 16



京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成29年 3月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長 村尾 光弘
茨木市岩倉町1番13号
- 林地開発行為の目的
高速自動車国道の造成(宇治田原町禅定寺・岩山工区)
- 林地開発行為をしようとする区域
綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字高尾6の1番ほか(次の図のとおり)
- 林地開発行為をしようとする区域の面積
23.1ヘクタール

- 期間
森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可の日から平成36年3月31日まで
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ散水を行う。
交通量の増加	〃	資材搬入車両等の出入りに際し周辺道路の円滑な交通を確保するため、場内の車両出入口、宇治田原町道0205号線の一部及び綴喜郡宇治田原町大字岩山小字高岡地区内の農道に交通保安要員を配置する。

濁水の発生	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中は、場内流末最下流部に沈砂池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排水する。完成後は、油水分離ますを設置し、路面排水の油分等を分離させた後に河川に放流する。
騒音の発生	綴喜郡宇治田原町大字岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	トンネル坑口部には防音壁を設置し、発破による騒音を低減する。また、必要に応じ仮設防音壁を設置する等の対策を行う。
河川水量の増加	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺及び岩山地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中においては、沈砂池を介し、現況の水路等に分散して排水を行う。完成後は、道路の路面排水を調整池に集約し、放水量を調整した後に河川に放流する。
粉じんの発生	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺、岩山及び大津市大石小田原町地区の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中において、粉じんが発生した場合は、散水及び防じんネットにより粉じんの発生を抑制する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森林保全課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治田原町プロジェクト推進課
綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10
- (4) 大津市建設部広域事業調整課
大津市御陵町3の1
- (5) 大津市市民部大石市民センター
大津市大石中一丁目7の4
- (6) 西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
京都市山科区四ノ宮泓37

9 縦覧期間

平成29年3月28日（火）から平成29年4月27日（木）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
平成29年3月28日（火）から平成29年5月11日（木）まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

（「次の図」は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。）



城陽市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

京都府知事 山田 啓二



亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

京都府知事 山田 啓二



宮津市から宮津都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府丹後土木事務所において縦覧に供する。

平成29年3月28日

京都府知事 山田 啓二



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年3月28日

京都府知事 山田 啓二

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市寺戸町西野辺1の4の一部、1の8の一部、2の2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大深町4の20 グランフロント大阪タワーA24階
株式会社パシフィック・アソシエイツ
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町佐古外屋敷119から121まで、122の1
(関連区域)
久世郡久御山町佐古外屋敷122の2の一部、150の2、151の1の一部、366、367の一部、368の一部、372の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
八幡市男山長沢20の29
佐古不動産管理株式会社
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町野村村東108の1
(関連区域)
久世郡久御山町野村村東108の2の一部、108の3の一部、464の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市西区靱本町2丁目6の18
旭エンジニアリング株式会社
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市曾我部町南条向山29の2の一部
(関連区域)
亀岡市曾我部町南条向山29の一部、岩ヶ谷1の7の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市山科区東野八反畑町21の42
有限会社ピラミス
- 5(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町篠下長尾62の1の一部、64の1、65の1、篠向谷21の1、市有地
(関連区域)
亀岡市篠町篠向谷21の3の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市篠町野条イカノ辻北11
西村 浩昭

平成29年 3月28日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

- 1 施設の名称 京都府立るり溪少年自然の家
- 2 指定管理者 大阪府中央区城見二丁目2番53号
グリーンパルるり溪共同事業体
代表者 東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長 横山 勝由
- 3 指定の期間 平成29年 4月1日から平成34年 3月31日まで

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。